

# 安全保障輸出管理ハンドブック

## Security Export Control Handbook

安全保障輸出管理とは、国際的な平和及び安全を維持するための一つの手段で、武器、軍用に転用される恐れのある物が、大量破壊兵器の開発者やテロリストなどに渡らないようにするものです。

この冊子は、教職員及び学生が、特定の貨物(実験器材など)を国外に持ち出したり、特定の技術を外国人に提供する際に、安全保障輸出管理上注意しなければならない事項を簡単にまとめたものです。

金沢大学先端科学・イノベーション推進機構

#### 1. 輸出規制の内容

①日本では、海外へ<u>貨物</u>を輸出したり、<u>技術</u>を外国人に提供する場合、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」)によって、規制が行われます。この輸出規制には、規制対象がリスト明記された<u>リスト規制</u>と、用途及び需要者により規制判断されるキャッチオール規制があります。

両規制の規制目的、規制対象地域はFig1の通りです。

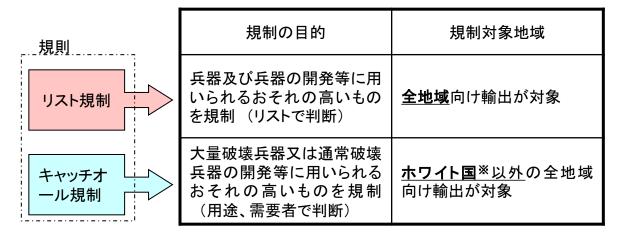


Fig.1:規制の内容

※ ホワイト国:輸出管理を厳密に実施している27ヶ国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ、ブルガリア

- ②規制対象となる貨物又は技術を輸出する場合には、経済産業省 へ申請し、許可を得る必要があります。
- ③金沢大学では、Fig2に示す次の手続きに従って、経済産業省への申請の必要性を判断しております。

なお、申請の必要性を判断する際に、先端科学イノベーション推進機構の担当教員が務める輸出管理責任者が、必要に応じて「分野担当相談員」に相談しながらサポートを行い、「学内審査申請書」の提出者の負担軽減を図っております。

#### ステップ1 (輸出・技術の提供を行う教職員)

- ①「学内審査申請書」の「申請区分」にある各事項に 該当するか判断
- ② 該当する場合、「事前確認リスト」を作成し、いずれかの項目が「はい」に該当しないかを確認

上記判断が困難な場合、輸出管理責任者に相談
ステップ2 (輸出管理責任者、場合により分野担当相談員)
教職員からの相談対応、申請が必要な場合学内審査(1次)
ステップ3 (輸出管理総括責任者=研究担当理事)
学内審査(2次)・重要事項の輸出管理最高責任者への報告
ステップ4 (輸出管理最高責任者=学長)
重要事項の決定

審査結果の申請者あて通知 (経産省への申請の要否)

Fig.2: 学内の流れ(H27/11改訂)

ステップ5 (産学連携課知的財産係)

### 2. 学内申請を検討すべき行為

「学内審査申請書」の「申請区分」にある、下記①から⑥の各事項に該当する場合、学内での申請が必要かどうか判断が必要です。

①外国居住者、入国後6月未満の者、外交官等への授業、指導、 情報 開示、打合せ、見学受入

例:技術情報を記録したCD、USBメモリの提供等 海外からの来客に対するプレゼンテーション 大量破壊兵器開発に使用可能な機器の使用の指導

②懸念国に技術を持出す蓋然性の高い者への授業、指導、情報開示、 打合せ、見学受入

研究者、留学生受入れ等の場合、将来、懸念国へ大量破壊兵器 開発等に転用可能な技術を持ち出すおそれがないかを確認しま す

懸念国:北朝鮮、イラン、イラク(2015年10月現在) 永住者、難民認定者は懸念なしと判断します

- ③通信回線、郵便を用いた外国への、資料、図面、データ、プログラム の提供
- ④外国への貨物の提供 説明・展示のために貨物を外国に送付する場合を含む
- ⑤海外の大学、研究機関、企業との共同研究契約の締結
- ⑥輸出等が行われることが明らかな技術や貨物の国内での提供

#### 【参考】居住者と非居住者

下記の表で、法律上「非居住者」に当たる者に、貨物や技術の 提供をする場合、その、貨物や技術の提供が、経済産業大臣の 許可を必要とする者かどうか、判断する必要があります。 日本人でも、「非居住者」となることがあります。

国籍	法律上の扱い			
上 L L	居住者	非居住者		
日本人	日本に居住する者	・外国法人に勤務のため外国に滞在する者 ・出国後2年以上外国に滞在する者		
外国人	入国後6ヶ月経過した者	・外国に居住する者 ・入国後6ヶ月以内の者		

Fig3:居住者/非居住者

#### 3. 規制の対象外について

以下の技術情報の提供の場合、許可申請が免除されます。

- ① 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等、不特定多数 の者が入手可能な技術の提供
- ② 学会発表原稿又は展示会等の配布資料の送付、雑誌への投稿等により、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能なもの
- ③ 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引 →製品開発に係る共同研究は含まない
- 4 工業財産権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に最低 限必要な技術の提供
- ⑤ 新聞、書籍、雑誌等により、既に不特定多数の者に対して<mark>公開</mark>されている技術の提供

#### 4. 研修生・留学生について

研修生・留学生を受け入れる場合、以下の注意が必要です。

#### <u>①入国後6ヶ月以内</u>

この期間は、外為法上「研修生・留学生は、非居住者」になります。従って、規制対象に該当する技術情報を提供又は使用させる場合には、経済産業省の許可が必要となります。

#### ②入国後6ヶ月経過後

- •6ヶ月を経過すると、外為法上「研修生・留学生は、居住者」 扱いになりますので、規制対象技術の提供は可能になります。 しかし、研修生・留学生は自ら「外為法」を遵守する必要があり、 入手した規制対象の技術情報を本国にメールしたり、faxする ことは出来ません。
- ・一方、教職員は当該研修生・留学生が「外為法」を遵守する 様に、指導教育する必要があります。

#### 5. 金沢大学の手続き

「外国への貨物の持出」や「非居住者への技術情報の開示」の予定がある時には、下記まで速やかに連絡下さい。

金沢大学研究推進部 産学連携課 知的財産係

メール: titeki@adm.kanazawa-u.ac.jp

## サンプル1 安全保障輸出管理にかかる学内申請書

統括責任者。	輸出管理 責任者	記人	皇学運動課			学内審査	申請書番号
.1	л	a				 No.,,	
			7				
2014BC13K3FC (		₽		平成	年	月	日申請.,
	安全保障	輸出管理にかり	かる学内智	審査申請	書傳	₹)₩	
数 甲 数 理 统力	5 束 / (平 / 田本	(研究担当))殿」					
期印尼狂机	古文 江名 (注章	(明九担国)/ 数。	所属。。				
			職名., .,				
			氏名。				£p.,
				(※申請	者は太	枠内を記	入してくださ
・ 下記の技	術の提供又は	貨物の輸出につき	、該非判定等	<b>等学内審査</b>	をお願	いします	۲
・ 実件の概要。							
貨物・技術の名和	ī.						
(又は内容)。	.1						
貨物・技術の用) (持ち出し・開示)							
事由).1	日外国居住	者, 入国後 8 月未満 <i>a</i>	· 着. 苏交官等。	、の探禁 . 指	選 /香飯	闘示。打	合业 見堂等)
申請区分。	ロ <b>騒念国</b> に ロ通信回線 ロ外国への	枝術を特出す <b>重然性</b> の 製、郵便を用いた外国 )貨物の提供(説明・ 、学、研究機関、企業	)高い着への機 回への、資料、 展示のために	業、指導、情 図面、デー 貨物を外国	観開示、 タ、プロ   ご送付	打合せ、 グラムの	見学受入。 )提供。
		びきわ わる こりが明む	. ሐንታስቴቴ <i>նել</i> ቀካዊ			ŧ .	
輸出国,提供先(	口輸出等か	<u> i行われることが明ら</u>	かな技術や生			ţ.,	
輸出国,提供先( 国籍。	<u>ロ輸出等か</u> D 。	行われることが明ら	かな技術や』			ŧ.,	
国籍。	<ul><li>ロ輸出等か</li><li>が</li><li>機関名:</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		らかな技術や9			ŧ.,	
	口輸出等力 ) 機関名: 担当者氏名	<b>3</b> =.,	らかな技術や生			ŧ.,	
国籍。	<ul><li>ロ輸出等か</li><li>が</li><li>機関名:</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<b>3</b> =.,	6かな技術や生			ŧ.a	
国籍。	口輸出等力 ) 機関名: 担当者氏名 担当者役職	<b>3</b> =.,		後物の国内で	での提供	ŧ.a	
国籍。 取引先(需用者) 添付资料。	口輸出等力 ) 機関名: 担当者氏名 担当者役略 安全保障額	3: は: B出管理にかかる事		添付願いま	さっ		B).
国籍。 取引先(需用者) 添付资料。	日輸出等が 機関名: 担当者氏名 担当者役職 安全保障舗	5: (5:) 第出管理にかかる事 判定 ある。	前確認リストを	後物の国内で 添付願いま (平成	での提供 す。 年	月	<b>B</b> ).,
国籍。 取引先(需用者) 添付资料。 。 。	日輸出等が 機関名: 担当者氏名 担当者役職 安全保障舗 日本を全保険舗	5: は 3出管理にかかる事 判定	前確認リストを	後物の国内で 添付願いま (平成 可能性あり。	での提供 す。 年		<b>日</b> ).i
国籍。 取引先(需用者) 添付資料。 3. 輸出管理表信 判 断。 上記判定の理由。	日輸出等が 機関名: 担当者 代と 担当者 その 担当者 でなる 1 要済済産	3: 能: B出管理にかかる事 判定 ある。 業省へ問い合わせ;	前確認リストを	後物の国内で 添付願いま (平成 可能性あり。	での提供 す。 年		<b>B</b> ).,
国籍。 取引先(需用者) 添付資料。 ・輸出管理表に 判し断。 上記判定の理由。	日輸出等が 機関名: 担当者氏名 担当者役職 安全保障輔 任者による1次で 産産済産	3: 能: B出管理にかかる事 判定 ある。 業省へ問い合わせ;	前確認リストを	後物の国内で 添付願いま (平成 可能性あり。	での提供 す。 年		<b>B</b> ).,
国籍。 取引先(需用者) 添付資料。 ・輸出管理表位 判 断。 上記判定の理由。	日輸出等が が機関名: 担当者代理 担当者では を全保障が を全保障が を全保障が を全保障が を発達を表する。 と、まままま。 と、まままま。 と、まままま。 と、ままままま。 と、まままままま。 と、ままままままま。 と、ままままままま。 と、ままままままままま。 と、まままままままままま	5: 計:     出管理 こかかる事:     判定   ある。   業省へ許可申請が	前確認リストを	後物の国内で 添付願いま (平成 可能性あり。	での提供 す。 年		日).i
国籍。 取引先(需用者) 添付資料。 ・輸出管理表に 判し断。 上記判定の理由。	回輸出等が 機関名: 担当者者役職 担当者者役職 を全なる不経経済 による不経経済 によるを産産 を持ていてを産産	5: 計:     出管理 こかかる事:     判定   ある。   業省へ許可申請が	前確認リストを が必要となる可 必要となる可能	添付願いま (平成 の能性あり、)	す。 年	Я	

### サンプル2 安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト

安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト(案)	·== ·	3 40	/\
	高しょ	化而入	汀

教職員の皆さんの技術の提供又は貨物の輸出について、下記チェックリストに該当するかとうか個別に事前確認を課題いします。該当する場合や該当するか不明な場合は、このシートを「安全<mark>保障輸出管理にかかる学内審査申請書」に添付して提出願います。。</mark>

注)学会発表・論文発表など公表することを前提とした原稿の送付、自己使用目的で海外へ PC を 増行する場合は輸出管理の対象ありなり、変質整理不要です。

19(1.1.2)の第日は期田日廷の対象が広楽学事品の問題しなく3~1				_
1. リスト規制、キャッチオール規制、インフォーム要件の確認。				.1
[1]下記のリスト規制技術等に該当するか?。 1. 武器 2. 原子力 3. 化学兵器 3の2. 生物兵器 4. ミサィ 5. 先端系材 5. 材料加工 7. エレクトロニクス B. 電子計劃 B. 通信 10. センサ 11. 航法装置 12. 海洋関連 13. 推進	摄	<u>□はい</u> □い ↓「はい]の場		.1
置 14. その他 15. 機像品目。 →経済産業省 Web サイド 貨物・技術のマトリクス表」。 http://www.med.go.jp/policy/empo/metrix_introdrimi。	-EA	資物:輸出令 功 核構:外集会 功	•	
【2】キャッチオール規制核衝等に該当し、かつ、提供先の所在地が下記ホワイト国 以外であるか? : ホワイト国…アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国 オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スク ーデン、スペイン、大輝民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーラ ド、フルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギ・ ボーランド、ボルトガル、ルクセンブルクコ → 対象品目は下記サイトから「6 項質物・キャッチオール規制対象品目表成	LHA!	<u>□はい</u> □いい ↓「はい」の場 16項質物・キャッ 規制対象品目表	合っ iチオール	.1
h ttp://www.mei.go.jp/palicy/anpa/anpol/S.html.		倒	歼.1	
[3]経済産業大臣から輸出許可申請をすべき旨の通知を受けている。		_#N □NN	えっ	.1
※1 上記[1][2][3]のいずれもが「いいえ」であれば申請は不要です。。 上記[1][2][3]のいずれかに、「はい」がある場合は、以下の事項も確認の があれば、本リストを添付して「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書			of the load	.1
2. 用途要件の確認。	Г			.1
[4]大量破壞兵器等(核兵器、化学兵器、細菌兵器、ロケット、無人航空機)の開発 製造、使用、貯蔵に転用の可能性がある。	à.	□∉ი □იი	えュ	.1
[5]別表(※2)に挙げる行為(核燃料、核原料物質、原子炉(御品、付属装置含の開発、製造、使用、貯蔵、電水の製造、核融合、核燃料物質の加工・再処に転用の可能性がある。	里)	□⊯տ □տտ	えっ	.1
[6]別表 (※2) に挙げる行為 (軍や国防に関する事務をつかさとる行政機関が行か、これらから委託を受けて行うところの、化学物質、微生物、毒素、ロケット、人飛行機の開発、製造、使用、貯蔵、または、宇宙に関する研究)である。	無	□⊯ს □სს	えっ	.1
[7] 仕向地がアフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール・ リトリア、イラク、レバフン、リベリア、リピア、北朝鮮、ソマリア、スーダンであっ 通常兵器の開発、製造、使用のために用いられる可能性がある。		□∉ს □სს	えっ	.1
3. 需要者要件の確認。				.1
[8] 需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか?。 ⇒・経済産業省 Web サイド外国ユーザーリスト!。 http://www.meti.go.jp/policy/enpo/enduserlist.html。		□∉ს □სს	えっ	.1
[9]需要者が過去から現在にかけて大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、和舶兵 ロケット、無人航空機)の開発、製造、使用、貯蔵に当たる行為を行ったこと あるか?。		□⊯ს □სს	えっ	.1
W	\ .			

- ※1 安全保障輸出管理制度についての概要は、経済産業省の下記サイトも参照ください。こ 経済産業省「安全保障貿易管理」 http://www.meti.go.jp/policy/enpo/。
- ※2 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省合(平成 13 年経済産業省合業 249 号)。
- ※ その他、不明な点等あれば、先饋科学・イノベーション推進機構にお問い合わせください。。 E-mail @ ...

学内書登中議書整理N o. 【※申請者記入不要】。
.1